



佐賀県公報

平成18年
10月13日
(金曜日)
第 12818号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (六一二・長寿社会課) 一

(六一三・ ") 一

- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (六一四・ ") 二

(六一四・ ") 二

- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (六一五・ ") 二

(六一五・ ") 二

公 告

- 伊万里都市計画道路に関する都市計画を変更する案の縦覧 (まちづくり推進課) 二

(まちづくり推進課) 二

- 選挙管理委員会事項 (告示・三七) 三

(告示・三七) 三

- 選挙長等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部改正 (規則・二六) 四

(規則・二六) 四

- 平成十八年度身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考の実施 (公告) 四

(公告) 四

○ 告 示

●佐賀県告示第六百十一号

- 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年十月十三日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十八年十月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人ケアサポートまんねん

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 いきいきライフゆとり館
所在地 唐津市久里五百十六番地五

所在地 唐津市久里五百十六番地五
サービスの種類 通所介護
所在地 唐津市久里五百十六番地五

所在地 平成十八年十月一日
指定年月日 平成十八年十月一日

所在地 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 社会福祉法人済昭園
所在地 唐津市久里五百十六番地五

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 済昭園外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業
所在地 嘉瀬市塩田町大字五町田甲三千四百四十三番地

所在地 嘉瀬市塩田町大字五町田甲三千四百四十三番地

所在地 嘉瀬市塩田町大字五町田甲三千四百四十三番地
サービスの種類 特定施設入居者生活介護

●佐賀県告示第六百十三号

- 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十八年十月十三日

佐賀県知事 古川 康

一 指定年月日 平成十八年十月一日

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 医療法人天心堂志田病院

所在地 鹿島市大字中村二千百三十四番地四

三 事業所の名称及び所在地

名 称 医療法人天心堂志田病院

所在地 鹿島市大字中村二千百三十四番地四

●佐賀県告示第六百十四号

介護保険法(平成九年法律第二百一十三号)第五十二條第一項に規定する指定
介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十八年十月十三日

佐賀県知事 古川康

○△印

一 (一) 指定年月日 平成十八年十月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人ケアサポートあんねん

所在地 唐津市久里五百十六番地五

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 こきこきライフゆとり館

所在地 唐津市久里五百十六番地五

サービスの種類 介護予防通所介護
指定年月日 平成十八年十月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 社会福祉法人済昭園

所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲三千四百四十三番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 済昭園外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活
介護事業所
所在地 嬉野市塩田町大字五町田甲三千四百四十三番地
サービスの種類 介護予防特定施設入居者生活介護
指定年月日 平成十八年十月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 太良町

所在地 藤津郡太良町大字多良一番地六

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 町立太良病院通所リハビリトーカー
所在地 藤津郡太良町大字多良千五百二十番地十一
サービスの種類 介護予防通所リハビリトーカー

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第
18条第1項の規定により伊万里都市計画道路に関する都市計画を変更したいの
で、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その
案を次のとおり縦覽します。

なお、伊万里市の住民及び利害関係人は、縦覽期間満了の日までに、当該都
市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。
平成18年10月13日

佐賀県知事 古川康

1 都市計画の種類及び名称
伊万里都市計画道路

- (1) 伊万里都市計画道路 3・4・4号 平尾脇田線
- (2) 伊万里都市計画道路 3・4・5号 伊万里武雄線
- (3) 伊万里都市計画道路 3・4・7号 伊万里駅南口線
- (4) 伊万里都市計画道路 3・4・12号 立花台川東線
- (5) 伊万里都市計画道路 3・4・13号 国見台公園線
- (6) 伊万里都市計画道路 3・5・8号 八谷揚紙園町線
- (7) 伊万里都市計画道路 3・5・18号 上伊万里駅線

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 伊万里都市計画道路 3・4・4号 平尾脇田線
追加する部分 なし
- 削除する部分 なし

(2) 伊万里都市計画道路 3・4・5号 伊万里武雄線 追加する部分 なし 削除する部分 なし	(3) 伊万里都市計画道路 3・4・7号 伊万里駅南口線 追加する部分 なし 削除する部分 なし
(4) 伊万里都市計画道路 3・4・12号 立花台川東線 追加する部分 なし 削除する部分 なし	(5) 伊万里都市計画道路 3・4・13号 国見台公園線 追加する部分 なし 削除する部分 なし
(6) 伊万里都市計画道路 3・5・8号 八谷堀祇園町線 追加する部分 なし 削除する部分 なし	(7) 伊万里都市計画道路 3・5・18号 上伊万里駅線 追加する部分 なし 削除する部分 なし
3　縦覧場所	
(1) 佐賀県土づくり本部まちづくり推進課 (2) 伊万里土木事務所 (3) 伊万里市建設部都市開発課	
4　縦覧期間	平成18年10月13日から平成18年10月27日まで

○ 縦 覧 場 所

- (1) 佐賀県土づくり本部まちづくり推進課
- (2) 伊万里土木事務所
- (3) 伊万里市建設部都市開発課

4　縦覧期間

平成18年10月13日から平成18年10月27日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第

18条第1項の規定により伊万里都市計画道路に関する都市計画を変更したいの

で、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。

なお、伊万里市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成18年10月13日

佐賀県知事 古川 康

1　都市計画の種類及び名称

伊万里都市計画道路3・3・2号二里黒川線

2　都市計画を定める土地の区域

追加する部分 伊万里市松島町字堀並びに木須町字戸ノ須辺古島、字馬伏
及び字名切

削除する部分 伊万里市松島町字堀並び木須町字馬伏

3　縦覧場所

(1) 佐賀県土づくり本部まちづくり推進課

(2) 伊万里土木事務所

(3) 伊万里市建設部都市開発課

4　縦覧期間

平成18年10月13日から平成18年10月27日まで

● 佐賀県選舉管理委員会第117回

選舉長等の報酬及び費用弁償の額に關する規則(昭和31年佐賀県選舉管
理委員会告示第15号)の一部を次のように改正する。

平成十八年十月十一日

佐賀県選舉管理委員会
総監査 久 保 雅 明

第三条の表中「行政職六級」を「行政職四級」に、「行政職四級」を「行政職三級」に改め。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

○ 人事委員会事項

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則を以て、この規則の一部を改正する。

平成十八年十月十一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当する者（準

禁治産者を含む。）

不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和三十八年佐賀県人事委員会規則第四号）の一部を次のとおり改正する。

第八条第十一項中「記名押印」を「署名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（3）試験種目、内容及び出題分野は次の表のとおりとします。

試験種目	教 義 試 験
内 容	高等学校卒業程度の一般的知識及び一般知能についての五肢択一式問題40問による筆記試験
出題分野	社会科学（法律、政治、経済、社会一般、人権等）、人文科学（日本史、世界史、地理、国語、文学・芸術、自然科学（数学、物理、化学、生物、地学等）、文章理解（英文を含む。）、判断推理、数的推理、資料解釈等）

- (4) 第1次選考合格者発表
第1次選考実施日当日の正午から佐賀労働身体障害者教養文化体育館の正面玄関に合格者の受験番号を掲示します。
- 4 第2次選考
- (1) 選考の実施日
平成18年11月23日(木曜日)午後
ただし、身体検査については、11月27日(月曜日)に実施します。
 - (2) 試験地
佐賀労働身体障害者教養文化体育館
ただし、身体検査については、佐賀県総合保健協会(佐賀市天神一丁目4番15号)にて実施します。
 - (3) 試験種目
作文試験、面接試験、適性検査、身体検査及び資格調査
 - (4) 最終合格者発表
平成18年12月中旬に、佐賀県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。
 - (5) 採用選考合格者名簿及び採用方法
最終合格者は、採用選考合格者名簿に成績順に記載され、採用は、この名簿に基づき、任命権者が行います。
 - (6) 試験案内及び受験申込書の交付
受験申込書に所定の事項を記入し、所定欄に返信用の50円切手をはり付けて提出してください。
 - (7) 交付場所
県人事委員会事務局
さが元気ひろば
佐賀中部保健福祉事務所
鳥栖保健福祉事務所
唐津保健福祉事務所
伊万里保健福祉事務所
 - (8) 受験申込の方法
 - (1) インターネット申込みの場合
提出先 佐賀県人事委員会事務局(郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号)
 - (2) 持参及び郵送の場合
受験申込書に所定の事項を記入し、所定欄に返信用の50円切手をはり付けて提出してください。
 - (9) 申込みの受付期間
 - (1) インターネット申込みの場合
平成18年10月13日(金曜日)の9時から11月2日(木曜日)の17時までに受信したものを受け付けます。
 - (2) 持参の場合
平成18年10月13日(金曜日)から11月2日(木曜日)までの8時30分か

ら17時までの間に受け付けます。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に
関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日等の閉庁日は除きま
す。

(3) 郵送の場合

平成18年10月13日(金曜日)から受け付けます。

なお、11月2日(木曜日)の消印のあるものまで有効とします。

10 問い合わせ先

佐賀県人事委員会事務局

郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 直通 0952-25-7241

購読料 一か年118,800円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年十月十三日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷



古紙配合率100%再生紙を使用しています